

平 28.10.14
総 4 - 6

市 税 第 5 2 6 号

平成 28 年 10 月 14 日

税制調査会会長 中里 実 様

税制調査会特別委員

鹿児島市長 森 博 幸



個人の住民税に関する論点について（意見）

政府税制調査会の特別委員として、出席の上、意見を述べたいところですが、公務の都合により、本日も欠席せざるを得ないことから、これまでの審議状況を踏まえ、以下のとおり、考え方を述べさせていただきます。

今般の個人所得課税改革が目指す方向として、女性が就業調整をすることを意識せずに働くことができ、若い世代が安心して結婚し子どもを産み育てることができる社会を構築していくことは重要であると考えます。

同時に、そのような社会の基盤として、地域における社会的なセーフティネットを提供する地方団体に期待される役割は一層大きくなっております。

今後、地方団体がその役割を十分に果たしていくための行政サービスについて、個人住民税を通じ、住民が広く負担していくことは我が国の地方自治にとって大変重要であると考えます。

こうした観点から、第2回、第3回においてご議論された個人所得課税改革、とりわけ配偶者控除の見直しの検討にあたって、私が具体的に述べたい点は以下のとおりですので、宜しく申し上げます。

1 地方財源の確保

個人住民税が財政基盤の弱い団体を含め地方団体の行政サービスを支える基幹税であることや、近年の地方財政を取り巻く厳しい現状を踏まえ、今般の改革においても、地域における社会的なセーフティネットを提供する地方団体の財源を適切に確保するとの観点が重要であり、個人住民税についても税収中立の方針を堅持していただきたい。

2 応益課税としての個人住民税の性格を踏まえた検討

住民の多くが納税者として広く参画する社会が重要であると実感している。個人住民税は、所得税と違い、比例税率化により応益課税としての性格が明確になっており、引き続き、広く薄く課税する基幹税としての役割を果たすことが求められることから、控除のあり方の見直しにあたっては、個人住民税の役割や性格を踏まえた検討が必要である。

以上